

2019年度 食品、添加物等の春期一斉監視の実施結果について

1 趣旨

多くの食品が流通し、食にまつわるイベントが頻繁に催される春期において、飲食に起因する危害の発生を未然に防ぎ食品の安全性を確保する目的で、市内の大量調理施設、食品製造・販売施設等に対し、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の表示基準の順守等について監視指導を強化しました。

<重点的に監視指導を行った事項>

- (1) 食品関係営業施設の監視
- (2) 食品表示の監視
- (3) 食品の収去検査（抜き取り検査）

2 実施期間

2019年4月1日（月）から5月6日（月）まで

3 監視指導結果の概要

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視（延べ 4,987 施設）及び食品表示に関する監視（延べ 3,654 施設）を実施しました。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査（計 240 検体（国産品 220 検体、輸入品 20 検体））及び食品表示法に基づく収去検査（計 34 検体（国産品 20 検体、輸入品 14 検体））を実施しました。

監視の結果、3件の食品衛生法及び食品表示法の違反を発見し、販売方法の改善、販売の中止、再発防止等について指導を行いました。

【参考】主な違反の内容及び指導内容

- ・丸体の魚を床に直置き（管理運営基準違反）
→ 食品の衛生的な取扱いについて指導
- ・食品表示の一部欠落（原材料名、賞味期限等）
→ 適切な表示にするよう指導し、表示改善まで販売中止

4 監視指導結果の詳細

(1) 食品衛生に関する監視指導

① 食品関係営業施設（イベントにおける臨時的な営業施設等を除く。）の監視指導

対象施設		監視件数 (延べ)	違反を発見した 施設数
食品衛生法の許可を 要する施設	飲食店営業, 喫茶店営業	857	-
	各種製造業	118	-
	各種販売業等	1,791	1
	小計	2,766	-
食品衛生法の許可を 要しない施設	給食施設	37	-
	各種製造業	28	-
	各種販売業等	2,156	-
	小計	2,221	-
合計		4,987	1

② イベントにおける臨時的な営業施設等の監視指導

対象施設	監視件数 (延べ)	違反を発見した 施設数
イベントにおける露店 等	730	-

(2) 食品表示に関する監視指導

対象施設		監視件数 (延べ)	違反を発見した 施設数
食品衛生法の許可を 要する施設	飲食店営業, 喫茶店営業	20	-
	各種製造業	23	-
	各種販売業等	1,625	-
	小計	1,668	-
食品衛生法の許可を 要しない施設	給食施設	0	-
	各種製造業	15	-
	各種販売業等	1,971	2
	小計	1,986	-
合計		3,654	2

(3) 食品衛生法に基づく食品の収去検査

分類	検体数 (国産品)	検体数 (輸入品)	違反件数 (国産品)	違反件数 (輸入品)
魚介類	17	-	-	-
魚介類加工品	14	-	-	-
食肉	103	-	-	-
食肉製品及び食肉加工品	1	-	-	-
穀物	1	6	-	-
めん類	-	2	-	-
菓子類	-	7	-	-
穀類加工品	9	-	-	-
野菜果物乾燥品及び加工品	7	-	-	-
そうざい及びその半製品	57	-	-	-
弁当	1	-	-	-
かん詰又はびん詰食品	-	2	-	-
調味料	7	2	-	-
その他の食品	3	1	-	-
計	220	20	-	-

(4) 食品表示法に基づく食品の収去検査

分類	検体数 (国産品)	検体数 (輸入品)	違反件数 (国産品)	違反件数 (輸入品)
魚介類	-	-	-	-
魚介類加工品	7	-	-	-
めん類	-	2	-	-
菓子類	-	7	-	-
野菜果物乾燥品及び加工品	3	-	-	-
かん詰又はびん詰食品	-	2	-	-
調味料	7	2	-	-
その他の食品	3	1	-	-
計	20	14	-	-